

【キャンセル料の取り扱い変更について】

令和3年4月1日（木）より、新型コロナウイルス感染症の影響による小樽市民会館・小樽市公会堂・小樽市民センター三館の利用キャンセル料に係る取り扱いが変更となりますので、お知らせいたします。

●令和3年3月31日までに利用申請されたご利用者

※ 周知及び経過措置期間として、令和3年5月31日（月）までにキャンセルのお申し出がある場合は、キャンセル料はかかりません。

●令和3年4月1日以降に利用申請されるご利用者

●令和3年6月1日以降にキャンセルされるご利用者

※ ホール 3カ月前までのキャンセル 無料
 ※ ホール 2カ月前までのキャンセル 半額
 ※ ホール 2カ月前以降のキャンセル 全額

※ 集会室・会議室等 1カ月前までのキャンセル 無料
 ※ 集会室・会議室等 1カ月前以降のキャンセル 全額

<p>令和3年3月31日までに 利用申請されたご利用者</p>	<p>↑ 3月31日</p>	<p>令和3年4月1日以降に 利用申請されるご利用者</p>
<p>令和3年5月31日までに キャンセルのお申し出を される場合はキャンセル料は かかりません</p>	<p>↓ 4月1日</p> <p>↑ 5月31日</p>	<p>キャンセルされる場合は 既定のキャンセル料が 適用されます</p>
<p>キャンセルされる場合は 既定のキャンセル料が 適用されます</p>	<p>↓ 6月1日</p>	